

■養成所ニュースプラス第 42 号 2025

いよいよ年の瀬です。今日で仕事納めの方、1年間お疲れ様でした。年末年始もお仕事の方、お疲れ様です。年が明ければ、国試まで残り1か月となります。いよいよ集中して覚え込む時期です。準備が順調とはいえない方も取り戻していくましょう。そのためには、試験日までの間は、決めた時間を毎日確実に確保することです。皆さんで前に進みましょう。

長らく準備中でした「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の2本目と3本目を本日公開しました。試験問題の作り方や事例問題の特徴について説明しています。解答の参考にしてください。

Plus Quiz は「福祉サービスの組織と経営」から「特定非営利法人」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

得点の積み上げのため、10月下旬から第32~34回の過去問から難度が中位の問題を取り上げてきました。今回の「福祉サービスの組織と経営」で締めとなります。やっていない問題を解くことで、知識のアウトプットの機会になったと思います。

年明けからは Plus Column を再開し、試験当日に向けての準備や試験当日の留意点をお伝えします。Plus Quiz では、今までの取り上げてこなかった人物に関する問題を○×形式で取り上げます。

■Plus Quiz

【34回問題119】特定非営利活動法人に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 内閣府の2021年(令和3年)3月31日現在の統計によると、特定非営利活動法人が行う事業のうち、最も多いのは、「社会教育の推進を図る活動」である。
2. 特定非営利活動法人の設立認証等を行う所轄庁は、内閣府である。
3. 特定非営利活動法人の設立に当たっては、社会福祉事業を実施するために必要な財産を保有していかなければならない。
4. 特定非営利活動法人は、地方公共団体の議会の議員候補者を推薦したり、支持したりする目的で設立することはできない。
5. 特定非営利活動法人の監事は理事の中から選任される。

正答と解説は最後に記載しております。

■Yoseijo Info

・(36期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639884&c=3246&d=99c7>

・令和7年12月12日に、第38回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函(郵送)されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639885&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639886&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。←New

本日より、全ての「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。また、12月19日（金）より国家試験直前対策講座（有料）の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639887&c=3246&d=99c7>

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付していますので、確認のうえご受講ください。

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639888&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第38期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639889&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639890&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1639891&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「福祉サービスの組織と経営」の経営体制や財務管理等の問題を解いていても、なかなか縁遠く感じる方もいるかと思います。テキストの「はじめに」では「本来、経営とはよりよき社会をつくるため、さらには well-being の実現のためにあるといえる。」とあります。そして、「福祉サービスの大半が個人だけの力によって提供されるケースはほとんどなく、さまざまな組織体や必要に応じて編成されたチームによって提供されている。」とあります。

連携・協働の相手を知るうえでも必要な知識になりますし、新たな社会資源を創出するときにもこの科目の知識は重要です。一方、チームやリーダーシップに関する基礎理論や福祉人材の育成等は、むしろ身近で職場の状況を思い浮かべながら学ぶことができたのではないかと思います。

この科目では、4つの大項目がほぼ万遍なく出題されました。その中でも頻出なのが社会福祉法人制度で、目的、所管庁、経営の原則、評議委員会等の組織体制、事業内容、情報公開等の概要を押さえておく必要があります。また、特定非営利活動法人や医療法人の概要も対比しながら理解するとよいと思います。

この科目でも、37回では事例問題が2問出題されました。特定非営利法人から社会福祉法人への移行手続き、組織の苦情解決体制について問われています。また、36回でも人材育成の手法が問われていました。事例問題でどのように知識が問われているのか、今一度確認しておきましょう。

1. ×選択肢の時点では、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」の順に多くなっています。2025（令和7）年9月30日の統計では、2番目と3番目が逆転していますが、一番多い活動は変わりません。

2. ×設立認証等を行う所管庁は、基本的には主たる事務所がある都道府県知事となります。例外として、ひとつの指定都市の区域内にのみ事務所を置いている場合は、指定都市の長となります。

3. ×設立において資産要件は規定されていません。つまり、保有資産が無くても設立が可能です。一方、社会福祉法人の設立には資産要件があります。

4. ○活動が「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないこと」とされています。

5. ×監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならないと規定されています。監事は、理事の業務執行状況や法人の財産の状況を監査し、理事に意見を述べる役割を担います。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus